

令和元年度

随時監査結果報告書

浅口市監査委員

浅監第 14 号
令和2年4月20日

浅口市市長
浅口市議会議長
浅口市教育委員会教育長
浅口市選挙管理委員会委員長
浅口市農業委員会会長

} 様

浅口市監査委員 円尾純也
浅口市監査委員 大西恒夫

令和元年度随時監査結果の報告について

地方自治法第199条第5項の規定により、令和元年度随時監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

目 次

1. 監査の種類	1
2. 監査の範囲・対象	1
3. 監査の実施期間	1
4. 監査の方法	1
5. 監査の結果	1
6. まとめ（意見）	4

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査

2. 監査の範囲・対象

本市において、令和元年7月11日、教育委員会事務局生涯学習課（以下、「生涯学習課」という。）でスポーツ少年団への激励金10万円が紛失するという事案が発生した。これは、生涯学習課職員が金庫内に保管していた激励金を窃取し、私的に流用していたものであり、その後の調査で、更にスポーツ少年団登録費18万8200円を横領していたことが発覚した。このことは、職員として決して許されない行為であり、市政運営に対する市民の信用を失墜する重大な非違行為である。

このため、市では令和元年9月から10月に全部署に対し公金・準公金管理状況調査が行われ、適正な事務処理及び現金管理の指導・徹底が図られた。

これを受け、その後の生涯学習課における公金等の取り扱いについて、今回の事案を引き起こした要因とともに、事務処理の状況等の調査を行うこととした。また、併せて金光分室、寄島分室が取り扱う公金等の現金取扱事務についても調査の対象とした。

今後、公金等の取り扱いについて、二度とこのような事案が起きないように内部でのチェック機能を確保し、安全で適正な管理体制の構築に資することを目的とした。

3. 監査の実施期間

令和2年1月28日から令和2年3月25日まで

上記期間中、令和2年1月28日及び令和2年2月21日に現地調査を実施した。

4. 監査の方法

今回の随時監査は、公金等の窃取・横領事案が発生した要因、及び公金等の現金取扱事務の状況について、生涯学習課から提出された関係書類、通帳、帳簿等を審査・照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

また、金光分室、寄島分室が行っている公金等の現金取扱事務についても同様に状況の確認を行った。

5. 監査の結果

(1)生涯学習課

①窃取・横領事案の経緯

令和元年7月11日、スポーツ少年団激励金10万円が金庫から紛失していることが発覚。生涯学習課内で調査したところ、元職員が令和元年7月6日に金庫内にあった激励金を借金返済のために窃取したことを認めた。その際、窃取した激励金は全額が弁済された。

令和元年8月7日に元職員、8月16日には関係者に対する懲戒審査会が開かれ、8月20日に元職員に免職、生涯学習課課長に戒告の処分が下された。

更に、令和元年8月29日、スポーツ少年団の登録費についても、同少年団から受領した額と保管されている額とに食い違いがあることが判明した。8月30日、元職員宅に赴き事情聴取をしたところ、18万8200円を横領したことを認めた。横領額については、その際に全額弁済された。なお、その後の詳細な聞き取りで、横領は、4月27日から7月6日までの間に計4回にわたって行われていたことが判明した。

②窃取・横領事案を受けての対応

ア 現金、通帳、金庫の管理

- ・大小2つの金庫があり、これまで用途を明確にしていなかったが、小金庫は窓口での使用料受領の際の釣銭を、大金庫は日々の使用料や管理している各種団体の通帳を保管するよう明確化した。
- ・金庫はこれまで誰でも開閉できる状態であったが、開閉は係長以上の職員に限定し、鍵についても鍵ボックスを新たに設置し、複数の鍵を使用しなければ開閉できない体制とした。
- ・2つの金庫とも現金の保管状況を管理簿へ記載することとし、毎日業務終了後に所属長が確認することとした。
- ・管理している各種団体の通帳と印鑑を同じ場所で保管していたが、別々の場所で保管することとした。
- ・管理している各種団体の中には監事による監査を受けていない団体もあったが、全ての団体において監査を受けることとした。
- ・激励金の交付等、現金で行っていた事務について、原則口座振替に変更し、極力現金を取り扱わないこととした。

イ 職員に対する綱紀粛正

- ・令和元年9月18日に職員に対しコンプライアンス研修会を実施し、綱紀粛正を図った。

③実地監査における現金管理

令和2年1月28日に抜き打ちで現金の管理状況を確認した。1月21日から1月28日までの使用料等の現金を保管しており、中央公民館、天草公園、

ふるさとかもがたプラザ、子どもと老人の広場、学校施設の使用料のほか、コピー代が保管されていた。いずれも納付書等の記載額と現金が一致した。

また、生涯学習課が管理する団体で天草学級の現金と出納簿も確認したところ、適正に管理されていた。

④現金の取扱事務の流れ及び保管方法

各種使用料等の受領後は、現金と納付書等との確認を複数の職員で行い、業務終了後には所属長の確認も行われていた。現金は金庫へ保管し、保管の際には現在の保管状況を把握することができるよう金庫管理簿へ記入の上保管していた。また、金庫は係長以上の職員のみが開閉できるようにしており、開閉には複数の手順を経て行わなければならないようにしていた。

(2) 金光分室

①実地監査における現金管理

令和2年2月21日に現金の管理状況を確認した。2月11日から2月21日までの使用料等の現金を保管しており、金光公民館、市民会館金光、金光スポーツ公園の使用料のほか、コピー代が保管されていた。いずれも納付書等の記載額と現金が一致した。

②現金の取扱事務の流れ及び保管方法

各種使用料等の受領後は、現金と納付書等との確認を行い、業務終了後には別の職員の確認が行われていた。現金は使用料収入簿へ記入し金庫へ保管していた。金庫は複数の職員で開閉できるようにしており、開閉には複数の手順を経て行わなければならないようにしていた。

(3) 寄島分室

①実地監査における現金管理

令和2年2月21日に現金の管理状況を確認した。2月18日から2月21日までの使用料等の現金を保管しており、ふれあい交流館、寄島公民館、寄島東公民館、三ツ山スポーツ公園、フットサル場、寄島テニスコート、寄島東体育館、寄島運動場、寄島B & G海洋センター体育館の使用料が保管されていた。いずれも納付書等の記載額と現金が一致した。

②現金の取扱事務の流れ及び保管方法

各種使用料等の受領後は、現金と納付書等との確認を複数の職員で行い、業務終了後には所属長の確認も行われていた。現金は整理簿・集計表へ記入し金

庫へ保管していた。金庫は全ての職員が開閉できるようにしていたが、開閉には複数の手順を経て行わなければならないようにしていた。

6. まとめ（意見）

今回の公金等の窃取・横領事案の発生は元職員の公務員としての倫理観の欠如が最大の原因ではあるが、公金等の管理体制に関する主な要因としては以下のことが考えられる。

- ・現金の収納事務が概ね一人で行われていたこと。
- ・所属長による確認が定期的に行われていなかったこと。
- ・金庫の開閉が誰でも行うことができ、鍵の管理も施錠できる場所に保管されていなかったこと。
- ・公金等に関するマニュアルが整備されていなかったこと。

今回実施した随時監査は、市が実施した公金・準公金管理状況調査の実施後に行ったため、上記要因が概ね解消されており、公金等の管理状況はおおむね良好と認められた。保管金額が多額とならないよう留意し、適切な管理に引き続き取り組まれない。

また、市では行政組織全体として危機管理上のリスクを低減するため、公金等の取り扱いに関する統一的な基準の策定などを検討し、各部署においてはこれを踏まえたマニュアルの作成や、事務処理の効率化と事件・事故の未然防止のための職場環境づくりを進めていただきたい。

今回の事案により市の業務に対する市民の信用を大きく失墜させる結果となったことは、非常に遺憾である。公金等を取り扱う職員は、その重要性を認識し、自分が果たす任務と責務を自覚して業務を行うとともに、管理監督者は常に危機管理意識を持って指導・監督を行っていただきたい。

上記要因にもあるように、管理監督者である所属長により各部署が保有する現金、通帳、印鑑等の定期的な確認等のチェック体制が確立されていれば、今回の事案は未然に防ぐことができたのではないかと思われる。このため、こうした体制の整備やマニュアルの確認、倫理研修などの知識を得ることも重要なことである。しかし、職員個々がこれを自分のものとして活かそうという意識を持たなければ、結局は事件・事故がいつまでも繰り返し起きてしまうことになる。そういう状況が無意識のうちに大きなトラブルを引き起こすことにつながりかねない。今回の事案の当事者だけでなく、全職員が同様の事案の撲滅に向けて取り組まれることを強く望むものである。